

CC&Associates（略称 CA）会員規約

■第 1 条（名称）

本会は、正式名称 CC&Associates（シーシー・アンド・アソシエイツ）と称し、略称として CA（シーエー）と称します（以下本会という）。また、本会の会員を「会員」と称します。

■第 2 条（目的）

本会は、会員各々が、キャリア系／人材育成系の専門家として副業・専門問わずプロフェッショナルとしてのサービスを行い報酬を得られるよう、会員が相互扶助する環境を形成維持することを目的とします。

また、そのために必要な人的交流・研鑽（専門スキルの向上、新しい見地、知識、体験の情報取得および共有）を促進する活動を積極的に行い、会員の新しいビジネスの発掘に尽力します。

■第 3 条（入会資格）

本会の入会資格は原則として次の条件を満たす方とします。

- ① 成年であること
- ② 次のいずれかに該当すること（国家資格キャリアコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士、その他左記に準ずる人材育成・労務関係のサービスが可能な資格を有すること）
- ③ 反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- ④ その他、本会の裁量による本会への参加許諾を受けた方

■第 4 条（入会手続）

本会への入会を希望する個人は、当会ホームページ（<https://www.ca-career.com/>）の CONTACT フォームに「入会希望」と記載のうえ、提出いただきます。

■第 5 条（会費）

本会の会費は、年会費 5,000 円とする。支払い方法は銀行振込または当会ホームページの用意する決済手段によるものとします。年会費は毎年 4 月 1 日～30 日の間に当年度分を支払うものとします。5 月 1 日の時点で入金が確認できない場合は、自動的に無料会員とし、会員特典を受けることはできなくなります。

※1 年間の無料会員期間中、当会への貢献（意見提供、各種イベントへの参加などを含む）が皆無であった場合、通知することなく除名（Facebook グループからの削除）をすることがあります。

なお、当会主催または会員主催のイベントについては、別途参加費が発生する場合があります。その場合は当該イベントの主催者に直接費用を支払うものとします。

■第 6 条（会員の権利）

会員は、本件サービス（次条により定義される）の提供を受ける権利を有します。

■第 7 条（本件サービスの内容）

会員は、次のサービスを享受することができます。但し、サービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあります。

- ① 当会主催のイベント、セミナー、研修等に優待割引にて参加
- ② 各種情報の共有（原則として Facebook グループページを通じて行う）
- ③ ビジネスマッチング（各自の得意分野に応じたお仕事紹介とサポート）
- ④ 当会または当会会員から紹介する仕事によって得た収益の分配を受ける権利
※分配率は案件ごとに設定します
- ⑤ 当会ホームページにプロフィール掲載（希望者のみ）

■第 8 条

（禁止事項）

会員は、次に掲げる行為を行なってはいけません。

- ① 本会が会員に提供する仕事・業務に関する情報を無断で個人的に使用し、又は第三者に漏洩、使用させること。
- ② 本会の提供する人的資源、システムを会員の業務目的以外の用途に使用すること。
- ③ 本会の提供するシステムに、虚偽の情報を提供すること。
- ④ 本会及び本会の会員を誹謗・中傷する行為、本会の運営を妨害する行為。
- ⑤ 本会と類似もしくは競合する事業ないしシステム運営を行なうこと。
- ⑥ 会費滞納が 1 年間続くこと（通知無く除名させていただきます）
- ⑦ 会員たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本会の許可なく使用すること

■第 9 条（除名）

会員が本規約に定める規約に反し、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の処分をすることができます。尚、本会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明いたしません。

■第 10 条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

- ① 退会の申出を行い、本会がこれを認めた場合。
- ② 除名された場合。
- ③ 会員が死亡した場合。
- ④ 他の会員、本会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びそのおそれがあると本会が判断したとき。

■第 11 条（個人情報の扱い）

本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、当会にかかる活動目的においてのみ利用するものとします。

■第 12 条（責任の範囲）

本会は特例の個別契約を除き、マッチング後の当事者間での取引には介在いたしません。当会はマッチングにおいて当事者のサービスの品質等の一切を保証するものではなく、後の当事者間におけるトラブル等については、責任を負わないものとします。

■第 13 条（紛争の解決）

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、当会会員同士の紛争に関しては、善意と常識をもって話し合い、建設的に解決すべく関係者全員が努力する義務があるものとします。

以上

2019 年 7 月 21 日現在